

第435回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和5年4月27日(木) 11:27～11:45

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、大変お待たせをいたしました。

　ただいまから「第435回電力・ガス取引監視等委員会」の第1部（公開案件）を開催させていただきます。

　本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

　第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

　なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

　それでは、議題の1「特定小売供給約款の変更認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への二次回答について（案）」に関しまして、池田取引監視課長から、御説明をよろしくをお願いいたします。

○池田取引監視課長　資料3を御覧ください。

　特定小売供給約款の変更認可申請につきましては、1.に記載させていただいておりますとおり、令和4年11月及び令和5年1月に、経済産業大臣に対して特定小売供給約款の変更認可申請が行われまして、その後、当委員会に対して経済産業大臣から意見聴取がございました。

　これを受けて当委員会は、料金制度専門会合において、本申請に係る「査定方針案(案)」等を、中立的・客観的かつ専門的な観点で検討することとしたものでございます。

　そして途中、(2)にございますとおり、3月の段階で、「直近の燃料価格、卸電力市場価格、電力先物価格を踏まえて、原価等を再算定することが適切である」との考え方が示されまして、その際に、一旦当委員会から経済産業大臣に対して3月16日に一次回答を行

い、これを踏まえて申請者から本申請の補正がなされて、その後、料金制度専門会合において、さらに検討が進められたところでございます。

その間、公聴会も開催をいたしたところでございます。

さらに、料金制度専門会合の議論の場では、消費者庁及び消費者委員会からの意見及び論点の提示が、それぞれ行われたところございまして、専門会合では、こうした書面意見等を踏まえて、査定方針案等の検討を行ったところでございます。

次のページに移りまして、それで、今回、査定方針案（案）が示されたものでございますが、これについては、まず、資料3、別紙1を使って御説明をさせていただきたいと思っております。

これが、査定方針案の（案）でございまして、全体で800ページを超える大部なものとなっておりますので、まず、2スライド目をお願いします。

これが、全体の目次構成でございまして、6が、各論部分でございますが、最初の1から5を使って御説明をしたいと思っております。

まず、「審査の概要」でございまして、これにつきましては、18スライド目以降でございます。

2枚めくっていただきまして20スライド目で、この特定小売供給約款の算定・審査フローということで、前提条件、そして、費用の精査、さらに、費用の配賦・レートメイクということで、順を追って7社に対して審査を行いました。

そして24スライド目以降ですが、料金制度専門会合では、それぞれ審査チームを4つに分けまして、それで、全体会合と、それぞれインナー会合と称する各審査チームでの審議、この二段構えで審査をさせていただきました。

その審査過程が、25スライド目以降でございまして、まず、全体会合は第28回から第43回までの合計16回にわたって行われました。さらに、この審査チームにおけるインナー会合につきましては、全部で33回開催されまして、実際に、合計しますと49回にわたり熱心に御議論をいただいて、この査定方針案を取りまとめさせていただいたところでございます。

それで、「査定方針案の概要」でございまして、32スライド目以降に「概要」を付けさせていただきました。

主立った点を紹介させていただきますけれども、一つ大きな議論となったのは、「経営効率化」のところでございます。この一つ目のポツのとおり、委託費、修繕費、そういった

固定的な費目について適用されるものでございますが、過去6年間の費用水準を横比較し、各事業者の効率化係数（最大で23.0%の効率化）を設定した。つまり委託費とか修繕費とか、そういったものについて、個別に査定が行われていないものについては、この効率化係数を掛けることによって効率化を図らせていただくということです。

あと、もう一つは、今回、東京電力が、発電部門が分離したということで、事業形態が東京電力、中部電力と、それ以外によって大きく異なることになりましたけれども、こうした事業形態の違いによらず横比較が可能となるよう、発電部門と販売部門によって横比較を実施しておりました。

この点につきましては、人員計画についても同様の処理を行ってございます。

○田中総務課長　　すみません、配信の画面投影がうまく行っていないようですので、一時中断いたします。

[配信不調：配信・審議一時中断]

[配信・審議：再開]

○横山委員長　　それでは、引き続き池田課長から、お願いいたします。

○池田取引監視課長　　それでは、御説明を再開いたします。

別紙1の32ページを説明しておりましたが、査定方針案については、ここに、全て概要を説明しておるところでございます。

それでまた、公聴会、「国民の声」につきましては、資料3の別紙2のとおり取りまとめさせていただいております。

それぞれに、沖縄については、3名の方から43件の意見が寄せられ、四国は、陳述人はいりませんでした。20件の意見が寄せられ、また中国は、4名の意見陳述人と、36件の国民の声が寄せられ、また北陸につきましては、8名の意見陳述人と37名の国民の声が寄せられ、また東北につきましては、11名の意見陳述人と67件の国民の声、意見が寄せられ、また東京は、7名の意見陳述人と、国民の声が70件寄せられ、また北海道につきましては、11名の意見陳述人と24件の国民の声が寄せられましたが、それぞれに共通していることとしては、やはり値上げについては賛否両論ある形でございます。電気料金の値上げ幅が非常に大きくて、やはり影響が非常に大きいといった意見、あとは、値上げに賛成の意見としては、燃料価格高騰なので、やはりやむを得ないと、そういった意見が寄せられ、また経営効率化の努力が足りないのではないか、あるいは再エネ導入を推進すべきといった意見が、特に中国で多かった意見でございますけれども、カルテルと値上げが同時期に起

こったということは、何かあるのではないかとか、あるいはカルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げをすべきではないといった御意見が寄せられたところでございます。

そして、また本体資料に戻りまして、資料3の「3. 当委員会の対応」でございますが、専門会合で査定方針案（案）が示されたことを受けまして、当委員会から、経済産業大臣に対する二次回答として、別添1のとおり回答をしたいと考えてございます。

御説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　事務局から1点お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」につき、4月21日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

ありがとうございました。

—了—